

群馬県で豚熱。5ヶ月ぶり国内101例目

～昨年発生のお8割占めた同県内では15例目～

群馬県と農水省は2月26日、群馬県前橋市の豚約2000頭を飼養する農場で豚熱が発生したと発表した。昨年10月2日に確認された同県桐生市における発生からほぼ5ヶ月ぶり。国内101例目、群馬県内では15例目の発生となる。

公表資料によると、2月25日に当該農場から、豚熱を疑う症状を確認したとの通報があり、立入検査を実施し、疑いがもたれた。詳細を同県農政課家畜防疫対策室に確認したところ、当該農場では通常の事故率の範囲で、豚熱の特定症状は見られないものの下痢症状で2月上旬から治療を行っていたが、25日にパイルアップを確認したことから管理獣医師に相談し、通報に至ったとのこと。

立入検査では20頭から採血、剖検用の3頭をもち帰り、剖検検体が得た各4部位の検体と血清合わせて32検体のすべてでPCR陽性の結果を得た。動物衛生研究部門に検体を送付し、検査の結果26日に患畜と確定した。

当該農場では登録飼養衛生管理者が獣医師の指導の下でワクチン接種を行っており、子豚には25～32日齢で接種していた。農場周辺は赤城山南面の野生イノシシの濃厚生息地帯で、豚熱陽性イノシシもしばしば確認されているハイリスク地域。最近では、農場での発生の頻度が少なくなるなか、2025年は全国で6例の発生があり、そのうちの5例までが群馬県での発生だった。関東有数の養豚密集地域と、イノシシの密集地域が重なった場合の豚熱防疫の難しさを物語っていることは間違いない。

野生イノシシに豚熱ウイルスの浸潤が進む南九州では、群馬の状況を他山の石として可能な対策を再確認し、徹底する必要がある。

農水省消費・安全局は、群馬県で確認された100例目に関して開催した第24回拡大豚熱疫学調査チーム検討会(1月7日)の議論を踏まえてまとめた『提言』(本紙1114号参照)のなかで、野生イノシシの濃厚生息地域における対応について以下のように言及している。

「…農場周辺に相当数の野生イノシシが生息しており、そのなかに豚熱が浸潤していると考えられる。そのような状況においては、農場近辺での野生イノシシ対策として、地権者等関係者と協力をしながら、農場に野生イノシシを近づけないための対策(農場周辺の草刈り・木々の伐採といった緩衝帯の設置、防護柵・電気柵の設置等)、ぬた場の消毒等を実施し、野生イノシシを介した豚熱侵入リスクの低減を図る必要がある。

また、本事例のように既に農場周囲において相当数の野生イノシシの生息が確認されている場合は、捕獲強化による個体数の減数を図るとともに、経口ワクチン散布については、農場への野生イノシシ等野生動物の侵入防止対策が徹底されていることを前提に、農場所有者と都府県の経口ワクチン協議会で協議を行った上で、農場近辺における経口ワクチン散布を検討するべきである」

野生イノシシ用の経口ワクチンについては、これまで使用してきたドイツ製の輸入ワクチンから、新たに開発された国産経口ワクチンへの切り替えが年度内から徐々に進められることになっており、イノシシの濃厚感染地域や、養豚場が密集する主要産地においては、豚への接種とイノシシへの経口ワクチンの戦略的な活用が求められる。

アルゼンチン南部からの牛肉輸入解禁へ

～口蹄疫ワクチン接種清浄。脱骨・熟成要件～

農水省は2月26日、省内で食料・農業・農村政策審議会の第77回家畜衛生部会を開催した。国際獣疫事務局(WOAH)が認定する「口蹄疫ワクチン接種清浄地域」であるアルゼンチン北部地域からの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価結果を基に審議し、脱骨や熟成など“追加的”なリスク管理を要件として事実上、輸入を認める答申を行った。同国南部地域は「口蹄疫ワクチン非接種清浄国」として既に輸入が解禁されており、リスク管理措置の具体的な方法等が両国間で合意されれば、アルゼンチン全土から生鮮牛肉の輸入が可能となる。

農水省消費・安全局がまとめたリスク評価報告書概要(案)では、アルゼンチン北部地域で飼養・と畜された牛およびコブ牛に由来する冷凍または冷蔵の牛肉(牛舌およびハラミを含む、それ以外の内臓を含まない)で、脱骨されたものを対象にリスク評価が行われた。法整備や獣医当局の監視・診断体制、家畜の飼養・流通事情、食肉関連施設の配置、トレーサビリティ制度の運用状況、動物検疫体制、ワクチン接種状況、サーベイランス体制など多岐にわたる項目について、書面のやり取りや現地調査を行って評価が行われた。牛舌については、同国内では実施しておらず、他の輸入国からも輸入条件とはされていない「熟成処理」を追加し、日本向けについては「2～4℃で24時間以上熟成し、すべての牛舌について中間部および近位部の2ヶ所で測定してpH6.0未満であることを確認した製品のみを日本に輸出する」との対応を行うとしている。熟成に伴う肉の酸性化でウイルスは不活化する。

これらの評価を踏まえた結果として、日本として同国北部地域を口蹄疫ワクチン接種清浄地域として認める一方、北部国境に隣接する国で口蹄疫が発生した場合の南北地域間の検疫対応と、日本向けに初めて実施する牛舌の熟成処理の実際の対応に留意する必要を指摘したうえで、それらが

担保された冷蔵・冷凍牛肉の輸入により口蹄疫が日本に侵入するリスクは「極めて低くなる」と評価した。リスク評価案の内容については、事前に牛豚等疾病小委員会で2度にわたって審議され、了承していた。

この日の審議では、臨時委員の末吉益雄氏(鹿児島大学附属南九州畜産獣医学教育研究センター特任教授)から、ほぼ放牧で牛が飼養されているなかで発生時の発見が遅れるリスクが指摘された。これに対し動物衛生課は、農場での監視はパッシブサーベイランス(受動的)で、飼養者の通報に依存するが、一方で血清検査によるアクティブサーベイランス(能動的)で子牛に対しては384施設から年間5760の血清サンプルを集めて検査を実施していることでリスクは回避できるとの認識が示された。

また、前任の日高省三氏に代わって養豚生産者代表として臨時委員に選ばれている黒濱武仁氏(山形県・(有)村上畜産代表取締役社長)は、豚肉についても「ワクチン接種清浄国」からの輸入解禁の検討要請があるかと質問した。これに対して動物衛生課は、「どこからとは申し上げられないが、色々な国から要請は受けている」と答え、要請を受けた場合はリスク評価を行うのが原則であること、リスク評価の結果については家畜衛生部会に諮ること、輸入を認めるかどうかについては、リスク評価結果(家畜衛生部会の審議)に基づいて決めると説明した。

農水省は従来、ワクチン接種家畜でも扁桃にウイルスが活性を維持し、ワクチンが感染を隠すとしてワクチン接種清浄国・清浄地域からの牛肉・豚肉の輸入は認めない方針を貫いてきた。牛肉については既に、口蹄疫ワクチン接種清浄国であるウルグアイからの牛肉輸入を2019年に解禁、牛舌についても2022年に解禁しており、アルゼンチンはウルグアイをモデルに日本に対するリスク管理措置を構築しようとしていることになる。豚肉については現在のところ、ワクチン接種清浄国・地域から輸入を認めているケースはない。